

事件番号 平成26年(ワ)第3340号, 第8875号
次回期日 2015年6月9日午前10時00分
原告 菱木政晴 外
被告 国外2名

原告第6準備書面

[沖縄在住原告らの被侵害利益について]

2015年5月 日

大阪地方裁判所
第18民事部 合議1係 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 加島 宏 (代表)
弁護士 中島 光孝 (事務局)

上記2名の外8名
(記名捺印欄 別紙)

目 次

第1	沖縄と天皇制・沖縄戦終結以前	1
1	沖縄と日本の関係史	1
2	皇民化教育	4
3	沖縄戦	5
4	強制された集団死	8
5	「本土」防衛のための「捨て石作戦」	9
6	沖縄戦の教訓	1 1
7	日本と沖縄	1 1
第2	戦後状況と天皇	1 2
1	講和条約と天皇メッセージ	1 2
2	天皇メッセージと沖縄の分断	1 3
3	結語	1 4
第3	被告国による靖国神社合祀関与の経緯概観	1 5
1	関与の経緯	1 5
2	琉球政府における援護課の設置	1 6
第4	戦傷病者戦没者遺族等援護法（援護法）	1 6
1	援護法の制定	1 6
2	援護法制定当時の適用対象	2 0
3	戦闘参加者等の規定の変更	2 1
4	現行法における準軍属の規定	2 1
第5	沖縄における援護法の適用と靖国神社の合祀の始まり	2 3
1	はじめに	2 3
2	沖縄での遺族会の発足と運動	2 3
3	援護法の適用と琉球政府による援護法事務の開始	2 4
4	遺族らの靖国神社合祀等への運動	2 5
5	琉球政府の靖国神社への協力の開始	2 8
6	小括	3 3

第 6	援護法における戦闘協力者への適用拡大	3 3
1	琉球遺族連合会による援護要求	3 3
2	沖縄における援護法の戦闘協力者への適用拡大	3 4
3	援護対象	3 5
4	国が把握していた被害の実態	3 7
5	戦闘参加者の受付事務	3 7
6	援護法適用による住民犠牲者の戦闘体験の書き換え	3 9
7	さらなる援護法の拡大の要求	4 0
8	乳幼児への適用拡大	4 1
9	対馬丸遭難学童への補償と靖國神社合祀	4 2
1 0	小括	4 3
第 7	援護法適用の沖縄社会への影響	4 4
1	援護法と沖縄	4 4
2	沖縄における援護恩給等による支援の規模について	4 5
3	援護法適用下における本件参拝	4 6
第 8	安倍政権の軍事政策と本件参拝	4 6
1	沖縄戦終結 4 0 年・「本土」復帰後 4 3 年を迎えた沖縄の現状	4 6
2	沖縄在住原告にとっての本件参拝	4 8
3	結語	5 0

本書面では、沖縄にとっての本件参拝、沖縄在住の原告にとっての本件参拝という観点から論ずることとする。

第1 沖縄と天皇制・沖縄戦終結以前

1 沖縄と日本の関係史

(1) 琉球処分

① 薩摩の琉球王国支配

1609年、琉球王国は日本国の薩摩によって支配され、形式的には琉球王国の形をとりながらも、実質的には薩摩に隷属する300年を強いられた。薩摩の琉球侵入は豊臣秀吉の朝鮮出兵に際し、琉球王国からも出兵または、糧秣上納せよとの命令を琉球王国が断ったことに端を発したものであるが、日本国の琉球王国への関わりが、初めから軍事的意味合いのものであったことを示している。

当時、対外的には武器を用いない平和な国であった琉球は、このようにして日本の軍事支配力の下に、従属させられる歴史の幕を開けることになった。

薩摩は、琉球王国を形式的にはそのまま継続させることにして、琉球王国と親交の厚かった中国に対して、事を構えることを避けたが、実質的にはその支配実権を握り、琉球王国が中国との進貢貿易によって得る富みを搾取し、かつ重税を課す等、約300年後に設置されることになった沖縄県の前途を象徴する差別的圧制をほしいままにした。

② 台湾事件と琉球藩

1871年の廃藩置県とともに琉球王国はとりあえず、鹿児島県の管轄下に置かれた。同年、琉球住民69人が台湾に漂着し、その中の54人が原住民に殺害されるという事件がおこった。征韓論などで国威発揚熱に燃えていた日本国では、この事件を契機に征台論が燃え上がり、1874年に軍隊を派遣して事件の処理をつける中で、琉球人を日本人として認めさせることに成功したのであるが、この「台湾征伐」を正当化するためには、琉球王国が日本国の領土であり、琉球住民が日本国民である事実をつくっておく必要があった。そのため1872年、

明治政府は琉球王国を鹿児島県から引き離して琉球藩とし、琉球王国を琉球藩王とした。

最終的には、1879年、琉球藩から沖縄県に廃藩置県されることになったが、1871年～2年の頃に直ちに沖縄県にしなかったのは、過去約100年間続いた琉球王国と中国との関係が未精算だったからである。

琉球王国の琉球藩への移行という措置は、上述のように日本政府による台湾侵略の正当化が一つの理由であった。ここにもまた、沖縄に対する日本国の軍事利用のもう一つの萌芽を見ることができる。

③ 琉球処分と沖縄県

1879年中国との関係継続を主張する琉球藩の抵抗を押しきって、日本政府は琉球処分を断行、完了し、琉球藩は沖縄県になった。

1872年の琉球藩設置から1879年の沖縄県設置までの一連の事柄を琉球処分と呼び、その具体的任に当たった官吏松田道之を琉球処分官と呼ぶ。「処分」という表現は、おそらく琉球側に日本化への抵抗があったからに相違ない。琉球処分に反対したのは、そのことによって自分らの支配体制が崩れることを恐れた琉球の支配階級であって、かならずしも民衆でなかったとしても、そして琉球処分が薩摩と琉球王府との二重の搾取に苦しんできた民衆にとって、ある意味で重荷の軽減になったと言えるとしても、他国によって自国そのものが消滅させられるということは、余りにも大きい変動と言わなければならない。抵抗がおこるのは当然である。この当然の全琉球抵抗に対して、日本政府は「処分」という形で乗り込んできた。琉球を処分すべきものと考えた日本政府のこの不当な基本施政は、この時以来136年、その対沖縄政治に底流として流れ続けていると私たちは考える。したがって、沖縄県は日本国にとって何であるかと問うならば、それは、琉球的なものを排除し、反日的なものを処分することによって、日本国への隷属的同化を強要し、もっぱら沖縄を日本国の利益のための利用物とする、国内植民地的な場所ではないというのが、沖縄民衆の基本的理解である。

(ア) 分島問題

沖縄県の発足によって、琉球処分は内政的には一応の決着をみた
が、国際的には未解決であった。中国は琉球の日本帰属を承認して
はいなかった。両国の折衝に際し、日本国は1871年の日清修好
条項に西欧なみの最恵国待遇を追加することを認めるならば、宮古
・八重山両諸島を中国に譲ってもよいとの提案を出した。このこと
は、中国側の対ソ国際問題のあおりの中で結局うやむやになり、現
在の沖縄県の形に固定することになったのであるが、日本国の一部
となった沖縄を分割することによって、自国の政治の国際的承認を
得、かつ、国益を図ろうとしたことに明らかな日本国の対沖縄施政
は、この後も継続していくのである。

(イ) 諸制度改革のおくれ

新しい諸制度の実施は、次のとおり全国に比べて著しくおくれた。

	廃藩置県	徴兵制	地租改正	市町村制	衆議員選挙法
全国	1871年	1872年	1873年	1879年	1890年
沖縄	1879年	1898年	1903年	1921年	1912年

この例で明らかなように、沖縄県民の利益につながる諸制度の施
行に先だって、徴兵制がいち早く施行された事実、私たちは注目
せざるを得ない。ここにも又、富国強兵主義の日本国に利用されて
いく沖縄の姿がはっきりと見てとれるのである。

(ウ) 人事支配

沖縄県の設置以来、アジア太平洋戦争の終結による沖縄県の日本
国からの切り離しの1945年まで、県知事を筆頭に沖縄県の支配
層、殊に上級支配層は、政治、経済、教育、その他のあらゆる領域
においてヤマトから送りこまれてきた日本政府の息のかかった他県
人によってしめられた。

そういう沖縄社会に何が生じたかは想像するに難しくない。他県
人による沖縄県人の絶対支配であり、差別であり、抑圧であり、搾
取である。生殺与奪のすべての権利を握っている政府の息のかかつ

た外来者によって支配されるこのような形態の社会を“国内植民地”と呼ばないで、何と呼ぶことができようか。

④ 国税納入額と国費支出額にみる収奪状況

年度	国税（円）	国費（円）	国税超過学（円）
1918	3,444,000	920,000	2,524,000
1919	4,611,000	1,012,000	3,598,000
1920	3,807,000	1,282,000	2,513,000
1921	5,863,000	1,619,000	4,244,000
1922	5,521,000	1,798,000	3,723,000

毎年、約300万円から400万円の納入超過である。ちなみに、1942年国税納付額を面積、人口など沖縄県と類似の県と比較すると次のとおりである。

宮崎県	2,264,791
島根県	1,989,564
沖縄県	4,849,994

その後、1932年に国庫への支出超過額を振興財源として沖縄県に戻す施策が始められたが、戦争のためわずか数年で打ち切られ、その成果はほとんど見るべきものがないまま、沖縄戦に突入することになった。沖縄県の貧困状況を物語る「ソテツ地獄」の根本的要因は、日本政府の沖縄県に対する植民地的収奪経済政策にあると言ってよい。

2 皇民化教育

沖縄県では、他の制度の改革が概して消極的であったのに反して、教育だけは積極的に実施された。沖縄を急速、確実に非沖縄化するため、日本と同一化させるためであった。

皇民化は沖縄に限ったことではないが、化外の民として皇民化の徹底化

が図られた。沖縄はそれだけ“異なる地”だったのである。その結果、沖縄の伝統的な遺産は低級なものとして軽視され、ヤマトのものを高級なものとして志向する思潮が急速に高められていった。沖縄語は使用禁止されるに至った。支配者が被支配者の言語を奪い、自分の言語を強要することは常套手段である。伝統的共通語を失うことにより、被支配者の中に新語になじめない旧世代と新語を取り入れ易い新世代の間のギャップが生じ、意思疎通が妨げられるに至り、団結力 —（それは支配者にとって危険な抵抗力になる可能性がある）を奪うことでもあった。

しかし、この皇民化教育も、決して成功していない。

後述の通り、沖縄戦において、沖縄県民に多大の犠牲を強いたのは、皇軍が、沖縄住民を、「皇民化教育を強制しても、なおかつ、信用できない住民」であり、米軍に情報をもたらず、危険な存在であり、信頼できない、監視対象とすべき危険な住民であると、認識していたことに起因するのである。

3 沖縄戦

廃藩置県以来、日本の国策のための道具としてしか考えられなかった沖縄県は、また同時に日本の国益のために最高度に利用できる最も価値のある所として位置づけられた。そのことが最もあらわな形で現れたものが、1945年3月末から敗戦に至るまでの間「鉄の暴風」という恐るべき名で呼ばれた沖縄戦であった。

ところで、沖縄戦にはいくつかの特徴があると言われる。

（1）正規軍人を上まわる住民犠牲

沖縄県援護課の推定によると、沖縄戦の死者はおおよ次のとおりである。

本土兵	65,908人	
沖縄出身軍人・軍属	28,228人	
一般住民	94,000人	122,228人
米兵	12,520人	
計	200,656人	

沖縄出身軍人軍属の中には、防衛隊や学徒隊も含まれているので、実質的には正規軍人と区別していい。これで見ると、沖縄住民の犠牲者数は日本正規軍のおよそ2倍に上る。

「戦死者」という言葉には、非戦闘員が含まれていないことから明らかなとおり、戦争で死ぬべきは軍人であり、一般住民は護られるべきものであるとする考え方からすれば、これはまさに驚くべき事実と言わねばならない。そしてそれにはいくつかの理由がある。

① 一般住民の数が軍人数を上まわっていた。沖縄戦当時、沖縄には一般住民約50万人と日本軍約10万人がいた。狭い島での数ヶ月にわたる敵味方入れ乱れての壊滅的地上戦であれば、絶対数の多い住民が多く死ぬことは当然であると言える。米軍にとっては沖縄総体が敵なのであり、砲弾は軍人、非軍人を区別しないからである。

② 皇軍の沖縄住民に対する不信と死の強制。

「方言を用いた者は間諜（スパイ）とみなして処断する。」とか「敵の宣伝ビラ（投降勧告ビラ）を持っている者はスパイとみなし銃殺する。」という軍命は、皇民化軍国主義教育の強制のもとにあっても、決して沖縄県民を信じない皇軍の本質を表している。

この不信が、沖縄住民を、壕から追い出し、食糧を強奪し、集団死を強要する、という行為につながっていった。

ところが、これら、不信から強制された死は、援護法適用にあたって、沖縄住民は、「自ら望んだ死」であると言わしめられ、準軍属として、被告靖国神社の、合祀の対象となってしまったのである。

- ① スパイ嫌疑による惨殺
- ② 集団自決（ママ）
- ③ 食糧提出という名目の食糧強奪
- ④ 壕の提供という名目の壕追い出し

等々、に顕著な「強制された死」は、「自ら率先した死」と、言わされてしまったのである。

日本政府は、すべての国民に対して徹底的な軍国主義教育を施した。日本人の間には天皇のため、天皇の国家のため身命を投ずることに勝

る美德は存在し得なかった。したがって国難に際しては軍人は言うまでもないこと、一般国民は竹槍をもってでも戦列に参加し、竹槍がなければ文字通り「肉弾」になって国に殉ずることを当然と教え込まれた。

沖縄においても同様に、いや、日本における以上の強制力をもって、皇民化教育が実践され、「天皇の赤子」であることがたたき込まれた。さらに、沖縄文化は破壊され、方言は徹底的に否定され、学校では、方言札を首にかけて、沖縄文化、習俗を、侮辱しつつ、日本文化を強制していった。

しかし、沖縄に対して、如何なる皇民化教育を強制しようとも、皇軍にとっての沖縄人は、不信の民であり、警戒すべき民であった。常に、監視を怠ってはならない視察対象にすぎなかった。

沖縄戦における沖縄住民の死は、その基本において、皇軍からの不信による死の強制であったにもかかわらず、援護法の適用過程において、あたかも、自らの積極的選択により、死を選んだかのような虚偽の世界に引き込まれていったのである。皇軍により、「虐殺された死」が、皇軍のために「自ら選んだ死」として、天皇制国家に取り込まれていったのである。

- ③ 沖縄戦で約130名もの一般住民が、日本軍の手によって殺害されている。同国の非戦闘員が多数殺されるということは、異常なことと言わねばならない。

これ、戦場という、異常な世界において、偶発的に起こった事象ではない。

沖縄の皇軍にとって、沖縄住民は、信頼のおけない、“半日本人”または“類似日本人”でしかなかったのである。しかも、全面的に県民を“軍事協力”にかきたてた結果、混戦の中で軍の機密を知ってしまったかも知れない不安な存在に県民は見られていた。

“以後方言を使用する者は、スパイとみなして処分する。”という軍命令に日本軍の猜疑と不安といらだちを見ることができる。いざとなれば寝返りをうつかもしれない住民らに、寝首をかかれる前に先にやってしまえという心理が、皇軍の中に働いていたと考えざるを得な

い。

沖縄戦で得た教訓は、軍隊は住民を守らないということ、それどころか、住民を巻き添えにし、自分らの弾よけにするということである。

さらには、それにとどまらず、みずからの延命のためには、その武力をその同胞に向けることさえ出来る悪魔的狂気をかくし持っている集団なのだという事である。

沖縄には、大小無数のガマ（鍾乳洞）がある。沖縄戦の悲劇の多くは、これらのガマでおこった。住民が避難場所としていたこれらのガマから、日本軍は住民を追い出したのである。住民を守るためには、軍隊はまず、みずからを守らねばならないという理屈による。ガマを追い出された住民は、身を守る避へい物も無いまま日本軍の弾よけとして戦場にさらされるに至った。

4 強制された集団死

約1000名の住民が「集団死」で果てた。日本国民として敵の捕虜となることは最大の恥であり、それを避けるためにもいさぎよく自決すべし、と強制する天皇制教育と、皇軍の住民に対する不信によって、「集団死」は強制された。

母親と弟妹を撲殺したある人は、肉親としての愛情の表現であったと告白している。

住民が自らの命を絶たされ、軍隊は生き残るという、不条理な現象が生じたのである。その時から日本軍は最早友軍ではなくなり、米軍よりも恐ろしい対象と化したのである。何故なら、皇軍は住民の不審な言動に目を光らせ、何時スパイ容疑で命の危険が自分の身に及ぶかわからなかったからである。

皇軍は、自らを守るために住民を利用し、犠牲を強いた。さらには、沖縄県民に対する不信に貫かれ、戦況が悪化すればするほど、沖縄県民は、監視の対象であり、何時裏切られるかわからない、不信の者との疑念を強く持つようになっていったのである。

そのような状態において、沖縄県民は、死を強要されていったのである。天皇の為に死を選んだのではなく、天皇のために死を強要されたのである。

る。

5 「本土」防衛のための「捨て石作戦」

沖縄戦は天皇制国体護持及び「本土」防衛のための捨て石作戦であった。

沖縄戦は何であったかを一言にすれば、それは天皇制国体護持と、そのための「本土」防衛の捨て石作戦であったということに尽きる。藤村庄司は、その著「天皇制と沖縄」で次の通り述べている。

『沖縄戦とは、日本の支配層にとって何であったのか？ 1945年2月14日、当時帰属階級の筆頭にあり、三次にわたり首相となった近衛文磨元首相は、天皇ヒロヒトに次のような意見書（上奉文）を差し出した。

「敗北は遺憾ながらももはや必至なりと存じ候。以下この前提の下に申し述べ候。敗戦は我が国体の蝦理（カキン＝きず）たるべきも、英米の世論は今日までのところ国体の変革とまでは進み居らず（勿論一部には過激論あり、又将来如何に変化するやは測知難し。）したがって敗戦だけならば、国体上はさまで憂うる要なしと存じ候。国定の護持の建前より最も憂うるべきは、敗戦よりも敗戦に伴って起こることあるべき共産革命に御座候。」。米軍が沖縄に来攻する約1ヶ月半前のことである。この「上奉文」を読んだ天皇ヒロヒトは近衛に対し、「我が国体については近衛の考えとは異なり、軍部は米国は我が国体の変革までも考え居るよう観測し居るが、その点はどうか。」と質問し、ひきつづいてヒロヒト自信の考えを述べている。

「もう一度戦果を挙げてからでないと中々話しは難しいと思う。」

1944年6月のマリアナ（サイパン、グアム等）作戦10月のフィリピン・レイテ作戦の決定的敗北で、すでに日本の全面敗北は確定的となっていた。天皇と近衛の会話は、この時点で彼ら支配層にとっては、「国体の護持」すなわち天皇制の存続をどうすれば果たせるか、ということが、何よりも重大事であったことを示している。米国が天皇制存続を認めるかどうかは唯一の心配事であり、そのためには何はともあれ「もう一度戦果を挙げ」たいと考えていたのである。

支配層が恐れていたことは、「国民」が戦火にふみにじられ犠牲になることではなく、天皇制が打ち倒されるかもしれないということであった。

この点について、参謀本部編成動員課長等を歴任し、当時、阿南陸軍大臣

秘書官であった林三郎も、戦後その著書で次のように述べている。

「日本政府は、国内に厭戦気分の高まりつつあるを深く憂え、米軍の沖縄来攻の場合には、今度こそ、これに大打撃を与え、できれば戦争を終結に導く糸口を見出したいと密かに期待するところがあった。」

「終結に導く糸口」が、米国から天皇制存続の容認と言う条件をひきだすことにあったのはいうまでもない。もちろん、米国が天皇制についてどのように考えているかということについての情勢評価については、ヒロヒトの質問にもあるように支配層内部で最後まで対立した。"本土決戦"までおこなわない限り、米国からその条件を引きだせないであろうという勢力が一方にあり、他方、それこそ共産革命を誘発し、天皇制存続を不可能にすることになるという勢力があった。実際、この時点では米国においてもそれは流動的であった。

だが、いずれにせよ、天皇ヒロヒトをはじめ支配層は、対立をかかえながらも天皇制存続を展望できる"敗戦の条件"づくりを至上目的とする点で一致していたのである。彼らにとって、そのための時間かせぎと連合国（とりわけ米国）側の"容認"をひきだすことのできるような作戦―戦果こそが必要であった。

したがって、沖縄戦では天皇制存続を容認するという条件がいれられない限り、"本土決戦"も辞さずという決意をいやがうえにも示すものとして、"本土決戦"ともなれば、米軍にとってもさらに巨大な損害はまぬがれないものになるであろうことを、現実認識させる上で最も効果的な戦闘を目的として作戦が計画された。

1945年3月末からの数ヶ月にわたる沖縄戦は、日米最後のしかも唯一"国内"での地上戦となった。それは数十万人にのぼる一般住民を最後まで戦闘に巻き込んだ"持久戦的玉砕戦"であり、『ニューヨーク・タイムズ』特派員のH・W・ボールドウィン記者をして、「沖縄戦は戦争の醜さの極致だ。そういう以外にこれをどう説明しようもない。その規模において、その範囲において、その激烈さにおいて…こんなにも残酷な死闘をしたことは、それまでもなかったし、今後もおそらくあるまい。」と語らしめた戦争であった。

それは、天皇ヒロヒトをはじめとする日本支配層の"沖縄を天皇制存続の

ための捨て石とする。" という沖縄戦の基本性格からする意図された結果であった。そしてまた、それは近代天皇制日本国家による " 琉球国 " の解体・併合にはじまる日本帝国主義の差別・同化（皇民化）攻撃の帰結であり、その日本―沖縄の歴史的関係を内容において体現した戦争であった。

「戦争の醜さの極致」として表現された沖縄戦の徹底した反人民性は、決定的、直接的に天皇制と結び付いている。

以上述べた沖縄戦が、天皇制護持とそのための捨て石戦という意味付けによって、「倫理的」行為として賞賛されたのである。戦争の普遍的非倫理性をねじまげて、沖縄戦を日本国民倫理に実際に合致するものとしたところに皇国史観とその一つの表現としての沖縄戦の反真理性がある。

6 沖縄戦の教訓

沖縄戦が天皇制護持の捨て石戦として戦われたものである以上、沖縄は、本来自分らとは何の関わりもなかった天皇制国家の完全な被害者であったことは明らかである。

琉球処分之最もすさまじい結果としての沖縄戦を沖縄総体の筆舌に尽くせない被害としてとらえられる。

沖縄戦の被害は、侵略戦争による加害の歴史でもあった。

沖縄南部戦跡の韓国人慰霊塔に刻まれた碑文には、「1941年太平洋戦争が勃発するや多くの韓国の青年達が、日本の強制的徴集により、大陸や南洋の各戦線に配置された。この沖縄の地にも徴兵、徴用として動員された1万余名があらゆる困難を強いられたあげく、あるいは戦死、あるいは虐殺されるなど惜しくも犠牲となった。」

沖縄戦は、皇軍による沖縄住民の戦争被害とともに、沖縄における植民支配による、加害の歴史をあわて示しているのである。

また、大陸から強制連行された「従軍慰安婦」「性的奴隷」の存在も忘れてはならない。

沖縄戦にかかわる碑文は、沖縄の加害性をも告発しているのである。

7 日本と沖縄

既述のとおり、薩摩の琉球入り、琉球藩設置、廃藩置県などを経て、沖

縄戦に至る歴史経過の中で明らかにされたのは、沖縄が日本国にとって軍事的利用を、第一とする国益のための利用地域として位置づけられているということである。

そのことは、沖縄戦後の米軍統治、日米平和条約締結による沖縄切り捨て、日米軍事体制への沖縄の復帰など一連の戦後政治によって、一層明らかにされた。

沖縄は日本国の都合によって、どうにでも処理してよい軽い所でしかなかった。

第2 戦後状況と天皇

「鉄の暴風」からかろうじて救い出された沖縄住民らを待っていたのは、占領米軍の長期軍事支配であった。

1 講和条約と天皇メッセージ

- ① 1952年、日米講和条約の締結によって日本国の占領は終止し、日本国は「独立」を回復した。しかし、それは沖縄を引き続き米軍支配下に残すことを条件にしていた。日本の国益のために、沖縄はここでも軍事的に利用されたのである。

沖縄を日本から切り離れた4月28日を、沖縄住民は、「屈辱の日」と呼び、この「第二次琉球処分」と称した。

- ② 米軍は沖縄占領と同時に沖縄島在住者を島内10数カ所に抑留し、その間に米海軍政府布告第7条（1945年）を布告し、土地所有権等権利行使を停止し、軍事上必要とされる地域は全て囲いこんで軍用地として接收した。土地所有者の意思を無視し、問答無用に土地を強奪していったのである。

米軍による土地強制使用は、ヘーグ陸戦法規によるものといわれているが、土地強奪は同法規に定める「私有財産尊重」「没収略奪の禁止」の原則に違反するものであっただけでなく、土地の強制使用による基本形成は「日本の民主化と平和の確立」という駐留の目的を定めたポツダム宣言にも明白に違反する行為であった。

- ③ 日本政府は、沖縄において米国が国際法規に違反して広大な土地を強

制的に地主から取り上げ、そのために沖縄の人民の生活が破壊されることを知りながら、沖縄支配を終わらせ、人民の生活の再建と権利の回復を講ずるのではなく、むしろ逆に講和条約を結んで沖縄の施政権を米国に売り渡した。沖縄に対する米軍の軍事的専制支配に法的根拠を与えたのである。

④ 沖縄県民は「猫の額の許す範囲でしか遊べない」との米軍政官の発言が示すように絶大な軍権力の下で人権を奪われ、土地を強奪されていったのである。1か月の給料力煙草銭にも満たないという劣悪な労働条件のもと、軍労務に狩りだされた。

⑤ 米軍長期支配を見抜いた県民は、1951年には日本復帰期成会を結成し、沖縄群島で、わずか3か月の間に全有権者の72・2パーセントにのぼる19万9,000名の署名を集め、これに反対したが、日本政府は沖縄を米軍に売り渡した。

沖縄はこの日を「屈辱の日」と呼んだ。沖縄を売り渡すことによって、日本は生き長らえたのである。

⑥ 講和条約締結後ヘーグ陸戦法規が用いることが出来なくなり、代わって米軍が根拠としたのは、講和条約第3条で米軍に与えられた「施政権」（暫定統治権）であった。

⑦ 講和条約発効直後1952年4月30日、極東軍総司令部は、「指令」を発し米民政副長官は、米軍の必要とする財産「できるだけ談合の上購入する」ことが望ましく、これが出来ない時は「収用手続き」をとる事ができ、場合によっては、購入をなすまでの間これを「強制的に徴発したり借用することができる」とされた。（同指令2D）

2 天皇メッセージと沖縄の分断

① この5年前の1947年、天皇裕仁が米国政府に伝えた、いわゆる「天皇メッセージ」をここで指摘しないわけにはいかない。「屈辱の日」に始まる沖縄切り捨ては、まさにこの天皇メッセージの内容で実施されているのである。

『天皇は、アメリカが沖縄と琉球の他の諸島を軍事的に占領することを希望する。天皇の意見では、このような占領はアメリカに利するだけ

でなく、日本の保護にも役立つ。天皇は、この措置はソ連の脅威だけではなく、占領終了後に左翼と右翼が抬頭し、内政干渉の口実にソ連が利用できるような「事件」が発生することも恐れている日本人によって広く賛同を得るであろうと考えている。

さらに天皇は、沖縄（そして必要とされる他の島々）のアメリカによる軍事占領は、日本に主権を残したままで長期的に租借する。—25年から50年、あるいはそれ以上—という擬制にもとづくべきであると考えている。天皇によると、この占領方法はアメリカが琉球列島に何の恒久的企図を持たないことを日本国民に納得せしめるであろう、また、他の諸国とくにソ連と中国が同様の権利を要求するのを抑制するであろう。』

- ② このような発言を行う天皇は、沖縄にとって、何であったのか。天皇制護持のための捨て石にされた沖縄にとって、天皇とは、何だったのか。沖縄が天皇の「赤子」と言われるとき、それはまさに、子のためには生命をもかえりみない親の立場からの「赤子」ではなく、親のためには生殺与奪、どのように利用しても差しつかえない親の道具としての「赤子」であった。しかも「赤子」たちの中で、沖縄は最も徹底的に利用して悔いない、その程度のものにすぎなかったのである。

3 結語

- ① 沖縄は、徹頭徹尾、天皇制と日本にとって、利用すべき対象として扱われてきた。

沖縄戦においては、「さらに戦果を上げろ」との天皇の命令をうけ、天皇制護持のための捨て石として、多数の沖縄県民が死を強制された。更に、戦後が天皇制を護持しつつ独立する過程においては、沖縄県民の願いを無視して、天皇メッセージによって、反共の砦として米軍事支配に売り渡された。

重大なこの2点をとっても、沖縄は、天皇制の被害者である。

ところが、靖国神社は、天皇のために命を捧げた者を顕彰する神社である。

天皇のために死を、通常の死と区別して、より価値の高いものとし、

天皇の為に死ねば神になれるという「神話」を作り出すことによって、人の死に差を付け、意味付けを与える、極めて政治性の強い、死者のための軍事施設である。

- ② 沖縄県民の被害は、皇軍そして、天皇制国家からの利用と、住民に対する不信感、スパイ視・敵視観に基づくのである。

かような神社である靖国神社は、沖縄戦で被害を受けた沖縄住民とは、対極の関係にあるのであって、かのような施設に合祀されることは、到底容認されざる行為である。

第3 被告国による靖国神社合祀関与の経緯概観

1 関与の経緯

国による戦後の靖国神社合祀への関与の経緯は概ね次のとおりである。

- (1) 1945年11月19日からの臨時大招魂祭

被告国は、敗戦直後、GHQによる国家神道行事への介入をおそれ、GHQ介入前にあわてて1945年9月2日以前の未合祀戦没者を「氏名等」不詳のまま一括合祀する臨時大招魂祭を実施した。

- (2) 1946年9月まで

被告国は、一括合祀した「氏名等」不詳の戦死者等の調査を継続して正式合祀の作業を推進した。

- (3) 1946年9月から1948年夏ころまで

1946年9月、GHQが将来の合祀祭を禁止した際、靖国神社には、すでに一括合祀した1945年9月2日以前の戦没者の調査とこれを本殿へ祀る「霊璽奉安祭」のみが認められたが、被告国は密かに合祀基準該当者の調査と靖国神社への通知を継続した。

- (4) 1948年12月から1954年ころまで

被告国が傷痕軍人記章を交付継続していたことについてGHQが中止命令したことをきっかけに、被告国は上記の合祀事務を中断せざるを得なくなり、以後は靖国神社に対して戦死公報を交付するという手段での協力にとどめざるをえなくなった。

- (5) 1954年ころ以降

1952年4月の米軍占領終結に伴い、援護法・恩給法の年金弔慰

金の可決裁定の事務と併行して、合祀基準該当者の選定と靖國神社への通知がなされるようになり、１９５６年の３０２５号通達により、その体制が確立していく。

３０２５号通達が合祀予定者の選考基準として、「軍人、軍属であって、援護法又は公務扶助料の裁定が終わっている者」と挙げているとおり、合祀事務は援護業務と一体となっていたのである。

２ 琉球政府における援護課の設置

後記のとおり、沖縄では１９５３年以降、援護法が適用されることとなり、琉球政府に援護課が設置されることとなった。これにより琉球政府による援護業務と靖國神社合祀手続への協力が一体となって開始されたのであり、これはちょうど被告国においても占領が終結し、３０２５号通達によって靖國神社合祀への安定した軌道が確立されていた時期に相当する。沖縄においては、主としてこの援護業務と一体となって靖國合祀が進められていったのである。

第４ 戦傷病者戦没者遺族等援護法(援護法)

１ 援護法の制定

(1) 制定の経緯

ア 終戦直後、米軍占領下の１９４５年１１月２５日、GHQは、「軍人ノ恩給停止ノ件」を発表した。軍人恩給が世襲軍人階級永続のための手段であるとして、１９４６年２月１日以降、恩給法による軍人恩給の支払い停止を命じたのである。日本政府はこれを受け、「恩給法ノ特例二関スル件」（昭和２１年勅令第６８号）を公布し、GHQの命令に従った。

しかし、占領初期の混乱がおさまるにつれ、戦没者遺族等援護の問題が取り上げられるようになり、国会でも１９４９年５月に衆参両院で遺族援護に関する決議がなされるなどするようになった。その背景には、日本遺族厚生連盟（１９４７年結成 １９５３年３月、財団法人日本遺族会へ組織変更）の運動などがあった。

政府では、占領終結が目前に迫った１９５１年１０月から戦傷病者

戦没者等の援護のあり方の検討が開始された。そこでは特に援護対象の範囲が問題となった。旧来の恩給法の復活であれば、軍人及び陸海軍の文官のみが対象となり、軍の雇傭人等である軍属も、ましてや国家総動員法に基づく被徴用者等は対象とならなくなるからである。政府は結局、このとき軍人恩給復活を選択するのではなく、戦傷病者戦没者遺族等に対し社会保障的な年金を給付する方向で法案を作成し、1952年3月、援護法案を国会に提出した。

イ 同法案は国会での修正の上、同年4月25日に成立したが、その主要な修正点は次の2点であった。

第1は、援護法の趣旨として当初は国家扶助的な性格が与えられていたが、それが「国家補償の精神に基き」(同法1条)と修正されたことである。成立した第1条は、次のとおり目的を記している。「この法律は、軍人軍属等の公務上の負傷若しくは疾病又は死亡に関し、国家補償の精神に基づき、軍人軍属等であった者又はこれらの者の遺族を援護することを目的とする。」

当時の国会では、「援護」というあり方に対する激しい批判が繰り広げられている。佐藤信日本遺族厚生連盟(現日本遺族会)副会長は1952年3月25日の衆議院厚生委員会公聴会で次のように発言した。

「私たち遺族は、無謀なる戦争によってそれぞれの肉親を失ったものでございます。しかも、それはおおむね特攻戦術とか、その他これに類するような、絶対死ぬ境地に陥れられて、野蛮きわまる方法を強制された殺人行為であって、人命の尊厳を蹂躪した鬼畜の行為を、国家の名において行ったものであります。」

このように国家の戦争責任を追及しつつ、続いて援護法案について次のように述べた。

「…遺族に対し、政府がその生活を援護するというがごとき態度をもって臨まれることは、遺族の誇りを傷つけるものであって、決して遺族の心境に沿うゆえんではない、…遺族は、国家の感謝をこそ求め、当然の補償をこそ求めているのに、政府はこれに援護を押しつけようとしており、しかもそれが生活保護法を

下まわるようなものを与えて、どこにその意義があるか。」

そして、吉田茂率いる与党自由党以外のすべての野党からも同様の批判を受け、上記のような修正が加えられたのであった。第2の修正点は、当初法案では、軍人及び陸海軍の文官等に加えて軍属のみを対象としていたが、さらに国家総動員法に基づく被徴用者、総動員業務の協力者または陸海軍の要請に基づく戦闘参加者等(制定法でいう「みなし軍属」)も対象へと拡大されたことであった。

(2) 戦争犠牲者に対する国家補償ではないこと

援護法は、上記のとおり、「国家補償の精神」に基づいて制定されたものではあるが、あくまでも「軍人軍属または準軍属という国と雇用または雇用類似の関係にあった者」に対して、「国が使用者としての立場から」障害年金や遺族年金、遺族給与金、弔慰金を支給するものであって(厚生省社会・援護局援護課監修援護法Q&A)、戦争犠牲者一般に対して国の戦争行為を責任根拠として国家補償をする性質のものではない。

そのことは、援護法制定時の国会論戦でも厳しく非難されている。衆議院本会議において、荻田アサノ議員(日本共産党)は、「援護の対象をなぜ軍人軍属に限って、戦争犠牲者すべてに拡大しないのか。特に、国家総動員令によって強制的に徴用され、実質的に軍人軍属とかわりない軍務につき、その公務のために傷つき、死亡した船員、徴用工、動員学徒、女子挺身隊、また広島、長崎の原爆の子らに対して、一切これを除外してしまったのはなぜか。」と強く迫っているが、結局前記のとおり一部が「みなし軍属」として適用対象とされたのみであった。

援護法制定時には、前述のとおり軍人恩給復活か社会保障的性格の援護法かが政府部内で議論され、理論的には恩給復活論が優勢であったが、国民感情や国際監視という情勢のもとで、援護法が選択されることとなったのである。そして法案作成、国会での修正の過程において恩給法による対象となる軍人等のみならず、軍属やそれに準ずる者にまで適用を拡大していくことになり、その性格が変容していったのである。この矛盾が制定当時からの桎梏となったので

ある。

(3) 軍人恩給の復活

なお、援護法制定論議の段階では見送られた軍人恩給の復活については、援護法制定後さらに議論があり、結局翌1953年8月、「恩給法の一部を改正する法律」が成立し、以後軍人については、恩給法と援護法が併存することとなった(両法の適用対象となる場合、恩給法が優先的に適用される関係になる。)

(4) 援護法制定当時の背景

援護法が制定された当時は、まさに日本が平和憲法のもとで戦後再出発してから急速に進路を変更して再軍備化していく過程にあった。1950年78日、マッカーサーは吉田首相に対する書簡で7万5000人の警察予備隊設置等を指令し、これを受けて日本政府は同月8月10日警察予備隊令を発し、再軍備に着手した。続いて1951年9月には対日講和条約と旧日米軍安保条約が締結され、翌1952年4月28日には発効した。そして、同年7月31日には、警察予備隊が全面改組されて保安隊が設置されるに至り、警察予備隊当時の建前であった「警察の任務の範囲に限られる」という限定が取り除かれ、任務遂行のために必要な武器の保有が正面から認められる組織となった。

援護法が全戦争犠牲者に対する国家補償として誕生したのではなかったことには、このような背景があったのである。援護法制定時の国会では、前述の荻田アサノ議員が、これを次のように指摘している。

「今回、政府は、いわゆる講和条約発効を期して、膨大な国防費、安全保障費、警察予備隊費等を組んで、公然と再軍備の計画に乗り出すと同時に、七年の間遺族の訴えに対しまして耳をふさいで来た政府が、にわかに、これらの人々に対して援護対策を進め始めたのであります。この二つの組み合わせは、決して偶然ではなく、明らかに再軍備のための足固めであります。」

再軍備により将来再び戦争を行うのであれば、これによる新たな戦死傷者に対する補償の備えを要することとなるのは、必然の成り

行きであったといえる。

2 援護法制定時の適用対象

制定された当初の援護法においては、原則として適用対象は軍人と軍属とされ(2条)、軍属ではない戦闘参加者等は、「みなし軍属」として、弔慰金の支給のみが定められた(34条)。当時の条文は次のとおりである。

「第二条この法律において、「軍人軍属」とは、左に掲げる者をいう。

一 恩給法の特例に関する件(昭和二十一年勅令第六十八号)第一条に規定する軍人及び準軍人並びに内閣総理大臣の定める者以外のもとの陸軍又は海軍部内の公務員又は公務員に準ずべき者(以下「軍人」という。)

二 もとの陸軍又は海軍部内の有給の嘱託員、雇員、よう人、工員または鉱員(死亡した後において、死亡の際に遡及してこれらの身分を取得したものを除く。以下「軍属」という。)

1 前項各号に掲げる者は、陸軍及び海軍の廃止後も、未復員の状態にある限り、この法律の適用については、軍人軍属とみなす。」

「第三十四条 昭和十六年十二月八日以後における在職期間内に、公務上負傷し、又は疾病にかかり、在職期間内又は在職期間経過後、これにより、死亡した軍人軍属又は軍人軍属であつた者の遺族には、弔慰のため、弔慰金を支給する。

2 前項の規定の適用については、旧国家総動員法(昭和十三年法律第五十五号)(旧南洋群島における国家総動員に関する件((昭和十三年勅令第三百十七号))及び旧関東州総動員令((昭和十四年勅令第六百九号))を含む。)に基いて徴用され、又は総動員業務につき協力をさせられた者で第二条第一項第二号に該当しないもの、及びもとの陸軍又は海軍の要請に基いて戦闘に参加した者(昭和二十年三月二十二日の閣議決定国民義勇隊組織に関する件に基いて組織された国民勇隊の隊員となつた者を含む。)で第二条第一項第二号に該当しないものは、軍属とみなし、徴用若しくは協力に係る令書若しくは通知を受けた日から徴用若しくは協

力を解除された日までの期間内における業務上の負傷若しくは疾病、又はその者の当該戦闘に参加した期間(国民義勇隊の隊員であつた者については、その業務に従事するため出動した期間)内における当該戦闘(国民義勇隊の隊員であつた者については、出動中において従事した業務)に基く負傷若しくは疾病を、在職期間内における公務上の負傷又は疾病とみなす。

- 3 第一項の規定の適用については、特別未帰還者給与法(昭和二十三年法律第二百七十九号)第一条に規定する特別未帰還者は、軍属とみなし、その者の昭和二十年九月二日以後海外にある間における自己の責に帰することのできない事由に基く負傷又は疾病を、在職期間内における公務上の負傷又は疾病とみなす。
- 4 第二十三条第二項の規定は、第一項及び第二項の場合に準用する。」(下線部は引用者による)

3 戦闘参加者等の規定の変更

軍属でない戦闘参加者等は、制定法では「みなし軍属」とされ、その遺族に対する弔慰金の支給しかなされないことになっていたが、1958年の援護法改正により、これが「準軍属」と扱われるようになり、その支給内容も、障害者に対しては障害年金が、死亡者の遺族には遺族給与金が支払われるよう改められることとなった。

その結果、遺族に対しては原則として、軍人については恩給法の公務扶助料、軍属については援護法の遺族年金、準軍属については同法の遺族給与金が支給されることとなった。その支給額は、1960年にはそれぞれ年額5万3200円、5万1000円、2万5500円と差異がもうけられていたが、その後支給額は統一され、2007年度には年額196万6800円となっている。

4 現行法における準軍属の規定

現行の援護法においては、制定当初から準軍属の範囲が若干拡大され、2条3項各号に整理されており、具体的には次のような者とされている。

① 被徴用者等（１号）

国家総動員法４条及び４条に基づく勅令により総動員業務に従事した者等である。国民徴用令、船員徴用令等により徴用され、国の行う総動員業務や政府が管理する工場等の総動員業務に従事した者等、軍需会社法により指定された軍需充足会社現員徴用者等、学校報国隊員、女子挺身隊員、国民勤労報国隊員等である。

② 戦闘参加者（２号）

陸海軍の要請に基づいて戦闘に参加した一般邦人

③ 国民義勇隊員（３号）

閣議決定により組織された国民義勇隊の隊員として陣地構築作業及び疎開作業などに従事した者

④ 満州国開拓青年義勇隊員等（４号）

閣議決定により組織された満州青年移民、満州開拓青年義勇隊員、義勇開拓団員のうち、関東軍の指揮のもとに陣地構築等の軍事に関する業務に従事した者

⑤ 特別未帰還者（５号）

終戦後、ソ連軍等により連行され強制労働に従事させられた一般邦人

⑥ 内地勤務有給軍属（６号）

戦地及び事変地以外の地域（準事変地・準戦地）において陸海軍部内の有給軍属として勤務に従事したが、陸海軍の共済組合員として処遇されなかった者

⑦ 防空業務従事者（７号）

防空法に基づき組織され又は地方長官の命を受け、防空業務に従事した防空医療従事者、警防団員、学校報国隊防空補助員、防空監視隊員及び船舶防空監視員

第5 沖縄における援護法の適用と靖國神社合祀の始まり

1 はじめに

サンフランシスコ講和条約によって占領支配からの脱却を阻まれ、日本本土から切り離された歩みを始めることを余儀なくされた沖縄では、日本国が起こした戦争によって国内では最大の犠牲を強いられたにもかかわらず、それに対する補償が切り捨てられるおそれが強まった。このため、沖縄戦遺族らを中心として、本土で制定され、また復活してきた援護法、恩給法の適用を求める運動が起こってくることになる。沖縄戦の犠牲に対する補償要求は、まず軍人軍属等を対象とするこれら法律の適用を求め、犠牲者の尊厳の回復を求める運動として始まった。このため、同時にこれら犠牲者を被告靖國神社に合祀することもその名誉の回復の手段としてとらえられることとなり、補償要求と被告靖國神社への合祀運動が混然として進められることとなったのである。

当時は、当然のことながら靖國神社が戦争犠牲者を追悼することを主たる目的とする施設ではなく、戦争犠牲者を顕彰することを手段として国家のために戦争での犠牲を強いるための機関であることは十分認識されていなかった。このため、戦争犠牲者への補償要求が靖國神社合祀運動と一体のように認識され、そして結果的に補償要求が戦争の一般犠牲者に拡大し、その結果援護法も拡大適用されることとなったのと同時に、被告靖國神社への合祀も一般犠牲者にまで拡大されていく、という矛盾した事態が進展することとなったのである。

次に、このことを歴史的経過に従って述べることにする。

2 沖縄での遺族会の発足と運動

本土で援護法案が審議されていたさなか、1952年2月10日、琉球遺家族会が発足し（同年11月に琉球遺族連合会と改称、1954年11月には財団法人沖縄遺族連合会と改組）、同時に、①日本政府に対する沖縄での援護法適用と、②琉球政府に対する遺家族援護措置の要求が決議された。沖縄における遺族運動は、制定されようとしていた援護法の適用を求める運動として始まったのである。

同会が発行している「沖縄遺族会十年の歩み」によれば、その年の全国戦没者追悼式に出席した遺族代表者らは、参列後、「『援護法の琉球適用』について関係当局に強く陳情すると共に、靖国神社に神鎮まる沖縄関係全戦没者のみたまをお慰めされた。」とある。沖縄の遺族運動も遺族の援護とともに、靖国神社参拝と護持がセットとして展開されることとなったのである。翌1953年6月9日の同会の事業計画書では、将来の計画として「靖国神社参拝」が掲げられ、その中で「年2回大祭に琉球の遺族並に遺児を参拝せしめると共に之に要する経費の補助をなす」とされている。

3 援護法の適用と琉球政府による援護法事務の開始

(1) 援護法の適用決定

日本政府は、1952年6月、南方連絡事務局設置法に基づき総理府内に南方連絡事務局を創設し、同年8月にはその現地事務所たる那覇日本政府南方連絡事務所（略称「南連」）を設置した。

そして、1953年3月26日援護第187号により、「北緯29度以南の南西諸島（琉球諸島及び大東諸島を含む）に現住する者に対し、戦傷病者、戦没者遺族等援護法を適用する」とされた。

(2) 琉球政府による援護法事務の開始

1953年4月、琉球政府は、機関委任事務としての援護法事務を所管するため社会局内に援護課を設置し、また各市町村もその事務のための「援護係」を設置し、これにより請求事務が開始された。そして、同年7月3日には第1回の遺族年金等の請求書類が進達され、同年8月にはこれらの裁定通知書や年金証書が南連から琉球政府主席に交付される運びとなった。

しかし、このときには軍人と認められなかった戦没学徒隊の取扱などの問題が生じ、琉球遺族連合会は、援護法適用開始当初からその適用拡大を求めて運動を展開し始めた。1953年6月9日の同会事業計画書によると、「日本政府並びに琉球政府に対して戦傷病者、戦没者遺族等援護に関する各種問題解決並に其の

実現を期す為陳情を行ふ」として、「援護法の適用と援護金の早期支給について」、「大東亜戦争に参加したる学徒隊、防衛隊、其の他軍命に依って戦闘に参加して死亡した者も軍人、軍属と同様に取扱ふこと」等が運動方針として掲げられている。また、同会は、1954年6月の第4回遺族大会でも同様に「学徒隊及戦争協力戦没者は軍人、軍属同様の処置を取って貰いたい」と決議するなどして、日本政府に対して軍人としての取扱を求め続けた。特に戦没学徒への適用については、同年10月に沖縄戦戦没学徒援護会が結成され、沖縄戦闘時の教職員らが中心となって運動を展開した。

4 遺族らの靖國神社合祀等への運動

- (1) 琉球政府による援護法事務開始とあわせ、遺族らによる靖國神社合祀等の運動は、車の両輪のようになって、引き続き展開されていくこととなった。

- (2) 靖國神社への団体参拝の開始

琉球遺族連合会は、援護法適用開始と同時期、1953年10月の靖國神社秋季例大祭のため、初めて遺族代表の団体参拝を実施した。これ以降、毎年春秋の例大祭には、沖縄から団体参拝が行われるようになった。また、この団体参拝開始と併せ、同会が日本遺族会の一支部として加入が承認され、日本遺族会の運動の一翼を担うこととなった。

1955年7月の同連合会主催の第5回遺族大会では、「合同慰霊塔及び護国神社復興の件」が、1956年6月の第6回遺族大会では、「靖国神社は国又は地方公共団体で護持すること」が、また1957年6月の第7回遺族大会では、「靖国神社は国で護持し早期英霊の合祀に努めること」がそれぞれ決議されている。その後も、靖國神社国家護持に向けた運動は一貫して同連合会の方針として維持されていった。

- (3) 靖國神社奉賛会沖縄地方本部の結成など

他方、琉球遺族連合会が主導し、市町村会の支援を受け、195

7年10月、靖國神社奉賛会沖縄地方本部が結成された。同本部は、琉球政府社会局刊行の「援護のあゆみ」（1958年6月一当時の援護業務を概観した資料である）にも、「援護諸団体の概要」として、沖縄遺族連合会などと並んで掲載されており、同本部の事務概況には「護国神社の再建（復元）」「大祭の施行」「未合祀者の合祀」「靖国神社の維持経営に協力」などと記載されている。同本部へは市町村会が、1世帯あたり年間0.5セントの金額を賛助金として交付していた。

その1958年当時の人事をみると、本部長は当時の立法院議長安里積千代、理事には沖縄復帰時の初代知事屋良朝苗などの顔ぶれが見られる。沖縄の革新勢力の要となった地域政党である社会大衆党委員長を長年務めた安里や、沖縄教職員会会長として復帰運動のシンボルとなった屋良などまで靖國神社奉賛運動の中心を担っていたことは、沖縄の復帰運動が日の丸を掲げた運動であった限界につながっていく弱点を有していたといえる。すなわち、当時の沖縄での運動は、戦争での犠牲と米軍占領に対する補償と権利の回復が中心に据えられていたものの、日本がアジア太平洋地域で起こした戦争の責任の所在を問うまでには到達していなかったということである。

なお、同本部は、1959年に「沖縄戦没者慰霊奉賛会」に発展的に解消され、その後財団法人化され、現在は「財団法人沖縄県平和祈念財団」と名称変更し、糸満市摩文仁の沖縄県立平和祈念資料館の管理運営委託を受けるなどしている。

（４） 遺族のねじれた補償要求

1955年6月17日の衆議院海外同胞引揚及び遺家族援護に関する調査特別委員会に出席した金城和信参考人の発言は、まさにこのような沖縄での当時の認識を象徴するものだったといえる。すなわち、沖縄戦遺族らの、住民に多大な犠牲を強いた悲惨な戦争被害に対する補償要求と、被害者の尊厳の回復の要求が混然となって、被害の代償としての靖國神社合祀を求めたのがこの参考人発言であった。

金城参考人は、沖縄戦の結果について、「自分の国土を全員をあげて守り切れなかった、私どもも実に気のひけるような責任感に打たれ

ております。」と述べている。そして、沖縄への援護法の適用についても、「日本政府が沖縄の戦没者に対し深い同情を寄せられ、行政が分離されているにもかかわらず他府県と同様に援護法を適用せられることは、まことに感謝にたえません。」と述べ、さらに学徒への適用も「あの女子学徒あるいは十七才以上の子供たちが軍属あるいは軍人にしていただいたことに対しても、ほんとうに私たちは手を合せて感謝しておるようなわけであります。」ととらえており、国家補償の観点はそこには見られない。

その上で、金城参考人は、当時はまだ援護法の適用がなかった17才未満の鉄血勤皇隊や通信隊の学徒への適用を求め、これらの子どもたちも、「いずれの隊も入隊式をおごそかに挙行し、上官より、皇軍の軍紀を守り、軍人としての本分を守り、任務を遂行すべしとの訓示を受け、国難に殉じた暁は靖国神社に祭られるとの激励を受けたのであります。」として、「青少年の英霊を欺くことなく、沖縄戦の実状に即し、事実に基づいて、鉄血勤皇隊、通信隊戦傷病死者全員を軍人として取り扱われんことを懇願」した。金城参考人は、発言後の質疑での堀内一雄委員からの質問で次のようなやりとりもしている。

堀内「…軍人でも軍属でも国家的施策としての扶助料というような問題においてはおそらく違いがないだろうと思います。ただ、靖国神社へ祭る云々という問題において、ここにいささか違いがあるのではないかと存じます。実はわれわれも今靖国神社の問題について検討中でありまして、かたがたその辺のお考えをお伺いできれば非常にけっこうです。」

金城「…なぜ軍人として取り扱っていただきたいと申しますかという、これは精神的の問題であります。遺族年金とかそういうものじゃなくて、精神上の問題でございます。…」

堀内「そうすると、軍人として、十七才以上の人と同じように階級というようなものを御要望になるということでもありますか。」

金城「どうせ階級というものがつかなければ軍籍には列しないと考えております。またその当時完全に二等兵として取り扱われ

ておるのでございます。…」

堀内「結論は、軍人としての階級ということと、靖国神社に合祀する、その二点でございますね。」

金城「そうでございます。」

このようなやりとりから、沖縄戦遺族が、あまりにも大きな犠牲に対して、しがみつくように何らかの代償を求めてきた心情が伝わってくる。被告靖国神社の本質的な性格が覆い隠されたまま、このような心情が靖国神社合祀のために利用されていくこととなったのである。

5 琉球政府の靖国神社への協力の開始

(1) 靖国神社参拝等への援助

ア 靖国神社参拝への法外援助

これらの運動に呼応し、琉球政府は、援護法や恩給法に基づく事務のほか、戦傷病者戦没者遺族に対する法外援護を行い、療養給付患者の本土病院への送り出し旅費の補助などを実施するようになったが、その一環として被告靖国神社の春秋の例大祭への遺族の参拝補助を実施することも行うようになった。

このことについて、前掲の琉球政府社会局資料「援護のあゆみ」では、援護課庶務係長嶺井稔が「法外援護と靖国神社参拝について」と題して述べている。これによれば、琉球政府は、1954年10月の靖国神社秋季例大祭から、毎回の例大祭において、「参拝旅費として、一人あて七千円を補助し、その人員は六四名、全六四ヶ町村より一人あて計上、三二名を春秋二回に分け」、「期日は二十日間で政府職員一名、沖縄遺族会一名が世話役として引率実施しているが其の希望数も毎年多くなる実情であるので政府としても予算の範囲で今後も継続する意向である。」とのことであった。琉球政府が補助を開始してから、1958年春季例大祭までの補助人数は合計290名に達しているとの記載もある。

イ 全琉戦没者追悼式への靖国神社宮司の参列

琉球政府は1958年まで5回にわたり、全琉戦没者追悼式を開催しており、これは一旦中断したが、1964年以降復活して以降毎年執り行われて現在に至っている。

中断前の最後となった13年忌の全琉戦没者追悼式(1958年)は日琉両政府共催であったが、「援護のあゆみ」の年誌には、参列者として「靖国神社奉賛会長北白川様、靖国神社宮司筑波藤麿、総務部長岩重隆治、事務局長水戸部孚、日本政府代表藤原節夫、参議員代表三木治郎、衆議員代表安藤覚、各氏」とあり、靖国神社関係者の参列が別格扱いされていることがわかる。

後記靖国神社奉賛会沖縄地方本部の事務局長仲田彦榮は、同じく「援護のあゆみ」で、次の通り述べている。

「英霊に対する慰霊祭祀のことについては、附帯業務として、従来実施されていたが、沖縄戦十三年忌を最終として、事務の一部を継続する外、政府行事としての祭祀は、行わないこととなったのはやむを得ないこととするも、本土の府県同様に、護国の神として英霊を祀り、遺族を慰める行事の継続については全住民の精神生活とも繋り重要なことであるから中絶してはならないと思う。」

ウ 戦没者追悼式への同伴と靖国神社参拝

さらに琉球政府は、東京での戦没者追悼式への参列に職員を同伴させ、靖国神社への参拝の便宜を図ってもきた。琉球政府厚生局援護課職員作成の1962年8月26日付行政主席宛の復命書では、同月の戦没者追悼式への参列の付添状況を報告し、道中で「8月14日(晴天)水曜日午前九時より靖国神社、千鳥ヶ淵参拝」「8月15日自午前7時至8時日本遺族会代表献花者沖縄代表宮城無久氏を引率し午前7時半靖国神社北参集所に着全国代表者と靖国参拝せしめる。」とあり、遺族らの靖国神社参拝を琉球政府が積極的に援助していたことがわかる。

また、琉球政府厚生局長から同東京事務所長宛の1964

年7月28日付「全国戦没者追悼式参列者及夏季靖国神社参拝団の名簿日程表送付について」では、「全国戦没者追悼式の沖縄側参列者61名の遺族は国費参列者10名自費参列者1名に靖国神社夏季参拝団中から50名を参列させることにして、でき得れば靖国神社参拝団全員58名が参列できるよう厚生省との交渉（ママ）方お願いします。」と、靖国神社参拝団に対する手厚い支援を行っている。（なお、同年度の全国戦没者追悼式は、閣議決定により靖国神社境内で行われている。）

（2） 靖国神社合祀手続への関与

ア 3025号通達体制による都道府県の関与の仕組み

3025号通達体制のもと、合祀事務に関する都道府県の協力に関して（援発3025号別冊2）は、次のような事務体制が確立した。

- ① 都道府県は、所管内戦没者の記載された原簿を設定する。
- ② 原簿は、所管内在籍戦没者を網羅し、これによって直ちに祭神名票の各項目の記載ができるものとする。
- ③ 合祀予定者の選考基準に従って祭神名票を調製し、これを引揚援護局に送付する。
- ④ 都道府県は、靖国神社からの合祀通知状の遺族への交付事務に応じる。

イ 琉球政府は、この体制のもと、他の都道府県同様靖国神社への合祀にも当然のごとく関与するようになった。

前掲「援護のあゆみ」（1958年）において、当時の援護課調査係長我喜屋汝揖は、「復員業務の大要」としてその5番目に「靖国神社への合祀」を挙げ、「復員処理によって死亡された、軍人軍属及び戦闘参加者として確定された者は、靖国神社に合祀され、毎年春秋二回の例大祭で慰霊される。」と、それが当然であるような説明をしている。前掲の庶務係長嶺井稔によれば、1958年4月までに、沖縄出身戦没者

の予定者56,997名のうち26,861柱が合祀済みであり、さらに「沖縄戦において住民が戦闘協力により死没された者が約三万三千名で昭和三十四年の靖国神社御創立九〇周年祭までには全員合祀を奉斎する予定になっている。」とのことであった。

また、琉球政府が靖国神社への合祀事務を積極的に実施していたことは、同厚生局援護課が上記の3025号通達の手順によって作成したものの一部として「靖国神社合祀予定者名簿」や「祭神名簿」などが残されており、また「靖国神社に関する書類（補備訂正）」（1963,1964年）の文書目録に次の文書が残されていることから明らかである。

戦没者の合祀調査について（依頼）

戦没者の合祀手続方について（依頼）

合祀に関する回答

靖国神社合祀通知状等の交付について

靖国神社合祀通知状等の送付について

戦没者御霊合祀について（照会）

靖国神社合祀通知状送付 石垣市長 那覇市長

靖国神社合祀通知状送付

合祀調査について

靖国神社合祀通知状送付

合祀調査について（照会）

合祀に関する件回答

合祀通知状の再交付方について（依頼）靖国神社

合祀通知状再交付について名護町

靖国神社合祀戦没者旅客運賃割引証の交付方について

これらの文書の内、たとえば靖国神社社務所から琉球政府厚生局長に宛てた「合祀に関する件回答」（1963年2月11日）では、琉球政府から厚生省を経由した照会に対して、「現在当神社の合祀事務は旧陸海軍省で合祀事務を管掌致して居りました当時の合祀基準を踏襲致して居ります」と回答

されているが、合祀基準そのものが厚生省や琉球政府の関心事であったことをうかがわせるものである。

(3) 沖縄遺族連合会や靖国神社奉賛会への琉球政府の支援

琉球政府は、援護業務を通じた靖国神社への合祀手続協力にとどまらず、1953年度から、戦傷病者遺族年金援護事業に対する補助金交付規程により、靖国神社合祀や参拝を求める沖縄遺族連合会や靖国神社奉賛会沖縄地方本部への補助金交付等の援助を実施することによって、間接的にもその推進役として行動してきた（沖縄遺族連合会への補助金は53年度25万円、54年度40万円、55年度80万円、56年度100万円〔B円〕であった）。これらの補助金交付は、同会等が援護事務補助団体であるという理由によるものであった。なお、前にも述べたが、沖縄遺族連合会（当時は琉球遺族連合会）の1953年6月の同年度の補助金申請書では、事業計画として遺族大会や慰霊祭の開催などとともに「将来の計画」中に、「三、やす国神社参拝五、一〇月の年二回大祭に琉球の遺族並に遺児を参拝せしめると共に之に要する経費の補助をなす。」「五、県護国神社の再建 △国家の為戦死した忠勇なる士の御霊を御まつりしてあった護国神社も敗戦に依り忘却され御祭神の誠心を敬仰する事が出来ないのは実に残念の極であり生き残った琉球民の欠除である吾々は自から戦没者の霊を慰め御神体を御祭りするため奥武之山に残存する県護国神社並に社務所の復旧再建をなす。」との計画が挙げられていた。

これらの団体は毎年度琉球政府に対して事業報告書を提出している。沖縄遺族連合会の「1958年度戦傷病者戦没者遺族等援護事業成績報告書」では、「政府主催の春秋二回の靖国神社参拝遺族の上京に際しては政府と協力してその実施に当り世話人を一人宛附添わして道中の一切の面倒をみさせると共に自費参拝者三五名に対し金壱千円宛の補助をなした。」、「靖国神社奉賛会沖縄地方本部と共催にて靖国神社

筑波宮司、靖国神社奉賛会北白川会長、靖国神社奉賛会岩重事務局長、他随行者2名の滞沖中の戦跡案内及び歓待の世話をなし沖縄の実情を強く認識せしめた」とある。また、同会の同年度の決算報告書では、靖国神社参拝費として15万8055B円が支出されている。

これらの団体への補助金の支出による靖国神社参拝等への援助は、援護法適用が始まったときにの一時的なものではなかった。沖縄遺族連合会の1968年度の「援護事業補助金実績報告書」でも、「靖国神社参拝事業」として春秋の大祭に参拝団合計183名を派遣したことが報告されている。琉球政府は一貫してこれらの団体の運動との協力関係を継続していったのである。

- (4) 琉球政府と靖国神社のこのような深い関わりは、靖国神社の側からも積極的になされている。同神社は、沖縄からの靖国神社への団体参拝に関し、1963年11月28日付文書で、琉球政府東京事務所に対し、「…御奉納の意義を一層深からしめる為今後は供物又は真榊の形式にして一台又一基（五千円程度）の御奉奠を賜るように御依頼申し上げ度考慮中でございます。就ては春秋両祭典には予め其の都度御依頼の書状を差上げることに致したく存じます故御含置賜度存じます」との依頼をするなどしている。

6 小括

以上のとおり、琉球政府は、援護業務の開始と同時に、援護対象者の被告靖国神社への合祀を一体として推進するとともに、遺族らによる合祀、参拝運動を直接、間接に支援する役割を担ったのであった。

第6 援護法における戦闘協力者への適用拡大

1 琉球遺族連合会による援護要求

原則として法律上の地位が明確な正規の軍人軍属のみを援護法適用の対象とすることは、沖縄戦の実相に照らして、当初から大きな矛盾を抱えるものであり、早晚破綻を余儀なくされることとなった。援護法適

用当時から琉球遺族連合会が求めていた戦没学徒等への援護法適用は、兵役年齢に達していなかった17歳未満の男子学徒の取扱が問題となったが、1956年3月、中等学校生徒について軍人として死亡広報が発行され、男子生徒は全員軍人として、女子戦没生徒は軍属として死亡処理されることとなり、結着をみることとなった。しかし、琉球遺族連合会では、住民犠牲者すべてについて、「国土を守り抜こう」と「全県民あげて駐屯軍に協力した」として、準軍属（制定法では「みなし軍属」）とされる戦闘参加者の適用拡大を求めることとなった。

2 沖縄における援護法の戦闘協力者への適用拡大

これを受け、厚生省は、1957年3月に引揚局援護課職員を派遣して沖縄戦での戦闘状況を調査のうえ、同年7月、「沖縄戦の戦闘参加者処理要綱」を作成し、援護法適用対象の「戦闘参加者」について、沖縄の一般住民の戦闘協力や戦闘参加と認められる項目を「戦闘参加者概況表」にまとめる形で、適用拡大を行うこととなった。同概況表は琉球政府から沖縄県生活福祉部援護課にそのまま引き継がれて現在に至っている。同概況表による具体的な対象者は次のとおりである。ただし、この適用拡大は、軍の命令を受けて「自己の意思」で戦闘に参加、協力したことが求められたことから、軍命を理解できる「小学校適齢年齢の6歳以上」という事実上の年齢制限を伴うこととなった。

①義勇隊、②直接戦闘、③弾薬・食糧・患者等の輸送、④陣地構築、⑤炊事・救護等雑役、⑥食糧供出、⑦四散部隊への協力、⑧壕の提供、⑨職域(県庁職員、報道)関係、⑩区(村)長としての協力、⑪海上脱出者の割舟輸送、⑫特殊技術者(鍛冶工)、⑬馬糧蒐集、⑭飛行場破壊、⑮集団自決、⑯道案内、⑰遊撃戦協力、⑱スパイ嫌疑による斬殺、⑲漁携勤務、⑳勤劳奉仕作業

このような沖縄での犠牲者について拡大適用される根拠について厚生省は、「沖縄のように日本住民が居住する地域に米軍が上陸して、官民が一体となって戦闘が行われた地域においては、日本軍の戦闘を有利に導くため、軍の要請による弾薬・食料の運搬、炊事、避難壕の提供など戦闘を幫助する軍事行動に参加した者も戦闘参加者として処遇されま

す。」（「援護法Q&A」48頁）と説明している。

3 援護対象

前記の援護対象となる戦闘参加者を、1957年調査当時に作成された「戦闘参加者概況表」からいくつか抽出すると、具体的には次のような内容である。

⑥ 「食料供出」

「戦闘開始後においても軍は食糧、馬糧の提供を要請していたため、各市町村長は区長に割当て、区長は壕長(部落の避難壕毎に指名された区長の分身者)に命じ砲爆撃、機銃掃射の危険を冒して食料を収集(芋掘り、野菜取り、豚、牛、山羊の集荷等)して軍の戦力維持に協力した。」

⑧ 「壕の提供」

「部隊の配備変更による壕の不足或は前線から後退した部隊のため、或は患者収容所等を新設または拡張するため、或は作戦上の必要から部隊の壕を交換するため艦砲爆撃又は機銃掃射、火焰放射、ガソリンによる焼払いに晒されて死亡した者が相当多かった。特に南風原村、小禄村以南の地域においては、このケースが多い、又軍の最後の抵抗線具志頭、八重瀬岳、興座岳、国吉以南においては軍民混溝し壕を求め得ない者は死を宣告されたのも同様の状態であった。」

その実体は皇軍による住民の壕からの追いだしであったが、戦闘参加者概況表の表現を見ても、住民が決して積極的に任意に軍のために壕を提供したという記載はない。むしろ、軍事作戦のために壕を取り上げられ、自ら避難壕を得ることができなかったという被害の実態が明らかにされている。

⑮ 「集団自決」

「狭小なる沖縄周辺の離島において、米軍が上陸直前又は上陸直後に警備隊長は日頃の計画に基いて島民を一箇所に集合を命じ『住民は男、女老若を問わず軍と共に行動し、いやしくも敵に降伏することなく各自所持する手榴弾を以って対抗出来る処までは対抗し癒々

と言う時はいさぎよく死花を咲かせ』と自決命令を下したために住民はその命をそのまま信じ集団自決をなしたるものである。尚沖縄本島においては個々に米軍に抵抗した後、手榴弾で自決したものもある。集団自決の地域座間味島渡嘉敷島伊江島」

その実体は任意の死ではなく、日本軍に命令され強制された死であったことは、「自決命令」との表記でも明らかである。

ちなみに、「援護法Q&A」(110頁)では、サイパンで軍人の命によって炊事をしていた婦女子が米軍が迫ってきたために身投げして死亡した事例を取りあげ、「ご照会の事例は、死亡の原因が自殺であって、軍の要請に基づく炊事作業中の戦時災害による死亡ではないため、援護法の適用を受けることはできません。」「(参考)事例と同じような状況のもとで、軍の命令により、軍から支給された武器(手榴弾等)により集団で自決したような場合は、戦闘参加者として処遇された事例があります。」と回答し、沖縄戦での犠牲者との対照をしている。

⑱ 「スパイ嫌疑による斬殺」

スパイ嫌疑の斬殺は、次のように日本軍によって行われている。

(イ) 投降勧告の行為をなし又は米軍の指示によって、投降勧告文書を持参して日本軍陣地にやってきた住民を斬殺したもの。

(ロ) 米軍に拉致された住民が一旦釈放(帰宅)を許され部落に帰って来た者を日本軍が其の人名を調べ斬殺したもの

(ハ) 友軍陣地をうろついたためスパイの嫌疑をうけ斬殺されたものの

(二) かつては米国に居住していた事のある者で英語が話せるためにスパイの嫌疑をうけて斬殺されたもの(以下略)」

「戦闘参加者」は、軍の要請に基づいて戦闘に参加したとされるが、戦闘参加者概況表のこれら例示をみても、日本軍による戦争被害者を無理やり戦闘に参加したように苦心してこじつけたことは、容易にみることができる。

4 国が把握していた被害の実態

「戦闘参加者」が、実は戦闘参加どころか戦争の被害者であった実態は、陸上自衛隊幹部学校作成の「沖縄作戦における沖縄島民の行動に関する史実資料」（１９６０年５月）にも記載されている（この資料はもともと、戦闘参加者概況表作成のために１９５７年に沖縄を訪問して調査をした厚生省引揚援護局の事務官馬淵新治〔元大本営船舶参謀〕が作成したものである。）

同資料では、軍の「行き過ぎ」の実例として、「例えば心ない将兵の一部が勝手に住民の壕に立ち入り、必要もないのに軍の作戦遂行上の至上命令である立退かないものは非国民、通敵者として厳罰に処する等の言辞を敢えてして、住民を威嚇強制のうえ壕からの立退きを命じて己の身の安全を図ったもの、ただでさえ貧弱極まりない住民の個人の非常用糧食を徴発と称して略奪するもの、住民の壕に一身の保身から無断進入した兵士の一団が無心に泣き叫ぶ赤児に対して此のまま放置すれば米軍に発見されるとその母親を強制して殺害させたもの、罪のない住民をあらぬ誤解、又は威信保持等のため『スパイ』視して射殺する等の蛮行を敢えてし、これが精鋭無比の皇軍のなれの果てかと思わせる程の事例を残している。」という（同１８頁）。

結局、沖縄における戦闘参加者への援護法適用拡大は、戦争被害補償法制のないもとでの、沖縄戦での住民の特別の犠牲に対して、事実を歪曲してでも政治的な決着を図らざるを得なかったというのが実状だったのである。

5 戦闘参加者の受付事務

ともあれ、戦闘参加者についての適用拡大を受け、沖縄では一斉に「戦闘参加についての申立書」の提出事務が開始された。この受付は１９５８年１２月までには３万８７００件に達し、１９６１年６月３０日まででいったん受付業務を締め切るまで合計５万２６８２件の受付がなされた。なお、１９８２年３月末当時の資料では、戦闘参加者として認定された者の数は５万５７２４名であった。

なお、後述の手続により戦闘参加申立を提出したものの、給付対象となら

なかった者については、1962年に、「沖縄戦戦闘協力者死没者等見舞金支給要綱」が閣議決定され、死没者1人当たり2万円の見舞金が支給されることにもなった。

6 援護法適用による住民犠牲者の戦闘体験の書き換え

(1) 住民犠牲者は、軍との間で何らの法的地位もなく軍籍簿もなかったことから、戦闘参加者として準軍属に認定されるためには、遺族本人による申立書のほか、第三者による「現認証明書」が必要とされた。

申請は、各市町を通じて琉球政府社会局援護課に送られ、そこから日本政府南方連絡事務所事務所長、厚生省引揚援護局業務第二課長に送られ、戦闘参加者の認定の有無が判断された。戦闘参加者に該当するとされた者については、戦闘参加者確定名簿が作成された。

戦闘参加者と認定される要件について、「援護法Q&A－109頁」は次のとおり説明している。

「(1)陸海軍の要請または指示があったこと

(2)直接戦闘に参加または軍の戦闘行為を幫助したこと

(3)原則、戦時災害による傷病であること

上記三つの要件に該当しない者(空襲による一般の犠牲者等)は、戦闘参加者として認められません。」

認定をうけるためには、この過程で積極的な戦闘協力であることが求められることとなった。

そして、援護法適用申請にあたっては、沖縄戦が住民を巻き込んだ地上戦であったという特殊性から全戦没者への補償を求める沖縄側に対する妥協策としてとられた適用拡大であったことから、住民犠牲者をできるだけ「積極的戦闘協力者」と捉え直すことによって援護法適用を実現しようとされてきたのである。

(2) 申立書の書き換えの実例

このため、厚生省援護局の側から、申立書の内容について、積極的戦闘協力との方向へ誘導する記述の変更の指示が行われたりした。具体的な実例は次のとおりである。

1959年10月13日付の琉球政府社会局援護課長宛の厚生

省引揚援護局未帰還調査部第四調査室長名の「戦闘協力により死亡したものの現認証明について」は次のとおり述べている。

「別紙記載の戦闘協力者に対し、遺族より弔慰金の請求をされましたが、戦闘協力内容が消極的に失すると審査課より返却されましたので、死亡者は、要請（指示）事項のみに終始したのではなく、当時の戦況から判断して現認証明事項欄記載の如きこともあったものと推定されるので、其の旨、審査課に回答した処、死亡の原因が回答のような積極的戦闘協力によるものであれば現認証明書を添付されたいとのことですが、現認証明欄記載の如き事項は、当時何人かが現認していると思われるがそうであつたら然るべく御とりはからい願います。」

ここで問題とされた事例の一つをあげると、当時の沖縄県書記であつた者で、「要請又は指示を受けた事項」が「壕生活の指導並に避難誘導のため摩文仁村に派遣された」もので、「昭二〇、六、一七午前八時頃摩文仁村摩文仁で避難民誘導の任務遂行中砲弾の破片により胸部に受傷戦死」という事例について、「現認証明事項（死亡事由）」において一上記の理由で積極的戦闘協力とは認めがたいとの審査課の意見であるが積極的戦闘協力の事実はないか、例えば弾薬運搬又は食糧の輸送の指揮、若しくは陣地構築の指導の如きものとか、公務遂行中殉（職）というが、公務の内容は何か軍の命令により何か積極的戦闘協力はしたのか」との確認がなされている。

また、1962年1月の「戦闘参加者に関する書類綴」（琉球政府厚生局援護調査係）には、「戦闘参加者の申立書」に対して、厚生省から琉球政府への「要調査事項」として「昭二〇・五・一〇食糧を求めるため部隊に行ったのは軍命か申立書の記述ではその点が不明確であるから解明されたい」としており、積極的な軍命を求めて修正を示唆している。

住民からの「戦闘参加者の申立書」の記載へのこのような誘導がなされることにより、住民犠牲者が積極的な戦闘協力者へとすり替えられ、これら住民が被告靖國神社への合祀対象となっていくので

ある。

7 さらなる援護法の拡大の要求

琉球遺族連合会は、戦闘参加者への適用が始まった後も、さらなる援護法適用の拡大を求め続けていった。

1958年6月の第8回遺族大会では、「戦闘協力者の範囲を拡大援護すると共に総力態勢のもとに祖国防衛戦の犠牲となった一般戦争犠牲者全員を年齢を問はず戦闘参加者同等の援護措置を早急に講ずること」を決議した。また、同連合会は1960年6月には、未処遇解決促進遺族大会を開催し、「全戦争犠牲者に対する援護補償要求」と題して、次の者に対する補償措置を講ずるよう要求した。

「一、防衛軍の要請並に閣議決定に基く疎開遂行途上の海上死没者

1、本土疎開途上の海上死没者

2、台湾疎開途上の海上死没者

3、南方よりの疎開途上の海上死没者

二、満一四才未満及び満七十五才以上の地上戦闘に於ける死没者

三、昭和十九年十月十日以後昭和二十年四月一日以前に於ける戦争犠牲者」

このような沖縄戦の一般戦災者全般への補償要求はその後も継続し、1971年には沖縄戦被災者補償期成連盟が結成され、また沖縄県は1973年から1988年まで継続的にその補償を国に対して要求し続けた（「沖縄の援護のあゆみ」沖縄県生活福祉部援護課155頁）。上記のとおり、すでに5万6000名近くもの沖縄戦犠牲者が援護法の適用をうけているのに対し、同期成連盟がこのころ作成した名簿分だけでも、未適用の犠牲者が「戦没者1万2409人、傷病者3426人」（1975年3月27日付沖縄タイムス）も残されており、「等しく救われていない」との思いが県民の間にあったからであった。（最終的に国は、これに対して1988年に「平和祈念事業特別基金等に関する法律」の制定によってこの要求に終止符を打とうとしたのであった。）

沖縄戦の遺族の戦争被害に対する補償要求は、このように当初は沖縄地域の軍人軍属への適用要求から、学徒隊への拡大、戦闘参加者への補償要求と次第に拡大し、戦闘参加者への適用がなされる段階となつては、一般戦争被害者と戦闘参加者の区別そのものの不合理性、矛盾が拡大していくこととなり、その結果、全戦争被害者への補償要求へつながっていったのである。

8 乳幼児への適用拡大

(1) 前述のとおり、厚生省は、戦闘参加者は個人の意思にもとづくものとの解釈のもと、6歳未満の乳幼児は当初原則として援護法の適用対象とはしていなかった（ただし、1962年の「沖縄戦戦闘協力者死没者等見舞金支給要綱」により2万円の見舞金が交付されたことはある）。これに対して、1973年からは沖縄県が政府に対してその適用を求めるようになり、また1974年には「沖縄県戦災傷病者（6歳未満）の会」が結成されて、援護法適用の運動がなされるなどしてきた。

これを受け厚生省は、1981年8月、6歳未満の乳幼児に対しても援護法の適用対象とすることと決定し、以後、5年分遡及して支給を開始した。その理論的根拠は、前掲「援護法Q&A」110頁によれば、「年少者であっても、保護者が戦闘参加者である場合は、保護者とともに行動することがいわば運命共同体的な関係となることから、戦闘参加者になり得ると解釈されています。」ということである。このような解釈にまで至ると、援護法の適用対象がそもそも軍との間で雇用もしくは雇用に準ずる関係があったことに伴う国家補償との枠を大幅に超え、軍人等と行動をともにすることを余儀なくされたという理由だけで補償がなされることとなり、援護法の性格の根幹が変質していったといえる。

その結果、1986年までに6歳未満の「戦闘参加者」約2100名が認定された。

(2) なお、「集団自決」者についてのみは、この適用拡大よりもず

いぶん以前から、6歳未満の者も例外的に援護法の適用がなされてきた事実が存する。

1966年「援護関係表彰綴」中の宮村幸延座間味村総務課長の「功績調書」によると、「1957年8月、慶良間戦に於ける集団自決補償のため上京す1963年10月集団自決6歳未満から0才児まで（148名）準軍属に決定」と記されている。いかなる理由によって早期の段階で「集団自決」者のみ乳幼児への適用がなされたのかは不明である。

9 対馬丸遭難学童への補償と靖国神社合祀

(1) 結果として援護法の適用には至っていないものの、沖縄ではこの間、様々な戦争被害に対する補償要求があった。その中でも、対馬丸遭難学童補償問題は、特別支給金等が支給され、またそれと並んで、被害学童らが被告靖国神社に合祀されることとなり、援護法の適用対象となった「戦闘参加者」に準じる取扱がされることとなった（以下「沖縄の援護のあゆみ」143頁～参照）。

1944年7月7日、中部太平洋諸島における戦況の悪化を受け、日本政府は沖縄島などからの老人、幼児、婦女子を疎開させる閣議決定をした。これを受けた沖縄県は、同月19日、沖縄県学童集団疎開準備要領を作成し、同年8月14日から対象となる国民学校3年生から6年生までの学童を順次疎開させた。対馬丸は同月21日、那覇港を出発し長崎に向かったが、同月28日夜、米潜水艦の魚雷攻撃を受けて沈没、学童、一般疎開者1,484人（内学童737人）等の犠牲者を出した。これは学童疎開船での唯一の被害であった。

1953年8月、対馬丸遭難者の遺族らが対馬丸遺族会を設立し、政府に対して遭難学童への戦闘参加者に準ずる処遇、靖国神社への合祀を要求した。その結果、主に次の施策等が講じられることとなった。

- ① 1962年2月16日の「沖縄戦戦闘協力者死没者等見舞金支給要綱」の閣議決定により、疎开学童遺族

に対し、死没者1人につき見舞金2万円が支給された。

② 1966年、死没者が被告靖國神社に合祀された。

③ 1972年、「対馬丸等遭難者の遺族に対する見舞金の支給に関する要綱」に基づき、一般遭難者の遺族に対し死没者1人につき3万円の見舞金が支給された。

④ 1977年度には、「対馬丸遭難学童の遺族に対する特別支出金の支給に関する要綱」に基づき、満60歳以上の遭難学童の父母、祖父母に対し、援護法の遺族給与金の10分の5相当額を支給することとなった。

(2) 対馬丸遭難学童への補償要求は、沖縄戦の作戦遂行のために、戦闘の妨げになる者らを閣議決定により強制的に疎開させようとした結果の犠牲なのだから、地上戦中に壕を追い出されて犠牲になった「戦闘参加者」と何ら異なるところはない、というもつともな理由によるものであった。こうして「戦闘参加者」に対する援護法適用に始まった沖縄での戦争被害者に対する歪められた補償が拡大していくこととなった。そして、これが被告靖國神社への合祀と一体となって展開されていったことは、援護法適用対象となった「戦闘参加者」とされた犠牲者とまったく同様だったのである。

10 小括

以上のような沖縄戦一般犠牲者への援護法の適用拡大の経過は、琉球政府や被告国が行っていた被告靖國神社への合祀協力事務と一体となることにより、単に軍人軍属が無断で合祀されるという問題にとどまらず、軍隊によるこれら犠牲者が国家のために戦闘した英霊として祀られるという倒錯した事態を生じさせる事となったものである。

第7 援護法適用の沖縄社会への影響

1 援護法と沖縄

一方で、援護法の適用は、戦後の荒廃した経済状況におかれていた沖縄の社会に多大な影響を及ぼすこととなった。

1953年に沖縄への援護業務が開始され、その初期のころの1954年1月14日付琉球新報は、「遺族弔慰年金傳達式」との見出しで、南連所長から琉球政府比嘉主席に対して、「遺族年金証書七十九件、弔慰金裁定通知書百二十四件、遺族弔慰金国債二百七十五件の伝達」がされたことを報じている。これによれば「今回の遺族年金は一年半分支払われB円で二百三十五万二千五百円、弔慰金国債は額面五万円の十年償還、今度は昭和二十七八年度分が支払われB円百八十一万二千二百十六円（一枚当約三百四十円）合計四百二十六万四千七百十六円（B円）がはいったわけである。」とされ、比嘉主席の談話では、「今年度中にB円三億円余の援護金が来ることになるので有効な活用をするための対策も考慮している」と、日本政府からの多額の資金に大きな期待を表明している。

1955年1月12日付琉球新報は、「"ひめゆり" 援護始まる」と題して、沖縄陸軍病院に動員された師範女子部の犠牲者遺族への支給を報じている。報道では、支給額について具体的に、「例えば父母と祖父母の四名が在る場合、年金は先順位者二万七千六百円と三名の加給一万五千元で合計四万二千六百円（日）。それに弔慰金、葬祭料など含めて昭和二十七年以降の分が貰えるのでザット十二万三千元、B円にしても四万円が一度に遺族の手に渡される計算である。」と言及している。

同年7月6日付琉球新報では、「軍人恩給第一号届く」との見出しで、1953年分から遡及してこれが支払われることを知らせている。ここでも、支給額に触れられ、「一人当りの年支給額は平均二万三千元（日）となっているが、中には名護町の中村少佐など八万一千八百四十円（日）もあり、同少佐の場合はその二カ年と三カ月分十八万四千四百四十円（日）がこんどの支給額となっている。」という。

一度にこのような多額な援護金、恩給が支給されることとなり、戦争に疲

弊した沖縄社会はこれに大きく依存することとなったのである。

「沖縄の遺族会五十年史」（２００２年）中の「座談会五十年を顧みて」で、沖縄県遺族連合会座喜味和則会長（当時）は、当時の様子を次のように語っている（３３９頁）。

「援護法制定時は昭和二十七年ですが、沖縄の方々が受給できたのは昭和三十二年から三十三年、数年遅れでした。数年分のお金がまとまって入ったら、親戚から厄介者にされていた未亡人が一転して親戚から大事にされるようになったとか、家を建てたとか、お墓を建てたという話を聞きました。」

２ 沖縄における援護恩給等による支援の規模について

沖縄県生活福祉部援護課は、１９７７年１０月、沖縄戦遺族の三十三年忌にあわせ、「援護恩給等の事務取扱件数」をまとめ、これが同月２２日付沖縄タイムスで報道された。その記事では次のとおり報じられている。「この調査は、戦没者や、その遺族に支給する一時金、年金、恩給などの受理件数から、同課の業務量を把握することと、三十三年忌にちなみ数字から沖縄戦をのぞいてみようとして行われた。調査は五二年三月三十一日現在の受理件数で、全国との比較は、厚生省がまとめた各県の状況。一時金、年金、恩給の種類は二十二。調査は、各項目別に、沖縄県と、各都道府県を比べているが、それによると、父母、祖父母、配偶者、十八歳未満の子供が死没した遺族に給付する特別弔慰金は、県は七万四千件。各県の平均は二万四千件で、沖縄は三倍以上、肉親を戦争で失ったことになる。軍人、軍属の遺族年金を受ける件数は、五千七百六十九件でトップ。二百六十万県民のいる広島が二位で、四千四十四件。（中略）これらすべての受理件数を合計すると、最も多いのは、やはり東京。沖縄は七位。だが、千人当たりにすると、沖縄がトップ。受理件数は一部重複するところもあるが、二七・四パーセントの人が、受給者に当たるかっこう。二位は鹿児島で一六パーセント。西村正次援護課長は『戦没者の数がいかに多いかわかる。それも生存者に対する給付は少なく、死没者に対する給付が圧倒的。激戦のあとがうかがえる』と、あらためて驚いたようす。五十一年度には推定三百億円が支給されたという。」戦闘参加者を含めた援護法の適用が、犠牲が県民の四分の一に及んだ沖縄において、

いかに多くの経済的影響を有していたかを物語るものである。

3 援護法適用下の沖縄における本件参拝

沖縄原告らが指摘している援護法適用の問題、すなわち軍隊の犠牲者が軍への積極的な戦闘参加者にすり替えられ、被告靖国神社の英霊として祀られる、という矛盾は、戦後沖縄の占領時代以降の戦争による疲弊と占領中の経済的疲弊の中で、援護金の支給というアメによって、沖縄戦の実相の本質を覆い隠す歴史の歪曲の大きな要因であり、本件安倍首相による靖国神社公式参拝は、沖縄原告らにとって二重、三重の著しい人格権侵害と精神的苦痛をもたらすものである。

第8 安倍政権の軍事政策と本件参拝

1 沖縄戦終結40年・「本土」復帰後43年を迎えた沖縄の現状

(1) 相次ぐ米軍・米兵による住民蹂躪

ア 1995年9月の3人の沖縄米兵による一人の少女に対する暴行事件をきっかけに、沖縄では、沖縄の米軍基地に反対する運動や普天間基地の返還を要求する大きな運動が起こった。

日米地位協定により、沖縄県警察は、米兵の身柄を拘束して取り調べることができなかった。

同年10月、沖縄県議会、沖縄市議会、宜野湾市議会などが主宰する宜野湾市での抗議集会には8万5000人が参加した。

イ 2004年8月には、宜野湾市の沖縄国際大学1号館北側に、アメリカ軍普天間基地所属の大型輸送ヘリコプターが墜落し炎上する事件が起き。事故直後、消火作業を終えたアメリカ軍は、現場を封鎖し、事故を起こした機体を搬出するまで日本の警察、行政機関、大学関係者を現場に立ち入らせなかった。沖縄の主権が、アメリカ軍にあったことが明らかになった出来事であった。同年9月12日、沖縄国際大学で抗議集会が行われ、3万人が参加した。

ウ 2013年8月、キャンプ・ハンセン内の演習場で、嘉手納基地所属の米空軍の救難ヘリコプターが墜落するという事故があった。

上記のような事件ばかりでなく、沖縄では米軍基地があるために、沖縄戦が終わった後も、生活が脅かされ、平和が脅かされ続けてきた。

(2) 普天間基地の辺野古移設問題

ア 1996年2月、訪米中の橋本龍太郎首相は普天間基地の返還を交渉の

テーブルにのせた。

その後、普天間基地返還は普天間基地移設という話にすりかわった。候補地として、嘉手納基地、キャンプ・ハンセンなどの名前があがったり、移設先の基地建設の工法についても様々な案が提示された。そして、辺野古にあるキャンプ・シュワブの沖合（宜野座村北部から名護市南部にかけて）を埋め立てて、新たに基地を建設し、そこに、普天間基地を移設するという方向が示された。

イ 辺野古基地建設には地元では当初から反対の声が強かった。2004年8月に沖縄国際大学に米軍ヘリコプターが墜落する事故があった後、反対の声は強まり、2008年6月の沖縄県議会議員選挙では、辺野古案に反対する候補が多数当選し、これにより、同年7月の県議会では辺野古案に反対する決議がなされた。

ウ 2009年8月の衆議院議員総選挙では、辺野古案に反対する議員が当選する一方、辺野古案を容認する候補者は全員落選した。

2010年1月の名護市長選挙では、辺野古移設案反対派が推す稲嶺進氏が当選し、また、同年9月の名護市議会議員選挙では、辺野古移設に反対する候補者が当選し、議院の過半数を超えた。

(3) 辺野古移設問題をめぐる最近の状況

ア 沖縄では、辺野古案反対の声が大多数であるという状況になっていた。

2009年8月の衆議院議員総選挙で、民主党は米軍再編や基地問題について見直すことを公約とし、選挙活動でも普天間基地の海外移設を目指すとしてた。7月19日には民主党の鳩山代表が那覇市の集会で、移転先は「最低でも県外」と宣言した。

ところが、民主党が勝利し、社民党、国民新党との連立政権の鳩山由紀夫内閣が成立すると、アメリカとの交渉により、「海外移設」が困難となり、また、「県外移設」も困難であることが明らかになってきた。

イ 他方では、2010年1月には名護市長選挙で、辺野古移設反対の稲嶺進氏が当選し、同年2月には沖縄県議会で県内移設反対・県外国外への移設を求める決議が全会一致でなされた。

ウ 2012年12月26日に安倍政権が発足すると事態は一変した。2013年7月の参議院議員通常選挙で、沖縄県選挙区で自民党公認で立候補した安里政晃氏は、自民党本部の意に反して「県外移設」を訴えた。安里氏は、「県外移設」を主張する糸数慶子氏に敗れた。

しかし、参議院選挙で全国的に大勝した自民党の石破茂幹事長始め党幹部は、県外移設を主張する自民党所属で沖縄選出の国会議員國場幸之助、比嘉奈津美、宮崎政久の3氏と自民党沖縄県連に対し、辺野古移設を受け

入れるよう迫り、これに従わせた。翁長政俊自民党沖縄県連会長は会長を辞任した。

エ 安倍内閣は自民党内の慎重・反対派を封じると、2013年12月25日、普天間飛行場の県内移設実現に向けて、安倍首相が沖縄県の仲井眞弘太知事と会談し、辺野古への移設を認めさせ、12月27日午前、名護市辺野古沖の埋め立て申請を承認した。

そして、被告安倍は、仲井間知事との会談の翌日の12月26日、靖国神社を参拝した。

オ 被告安倍が唱える「積極的平和主義」は、沖縄では米軍基地の固定化として現れ、また、1945年4月から6月までの「沖縄戦」で多数の住民を死に追いやった戦犯を英霊とする靖国神社への参拝という形になって表れている。

(4) 辺野古移設問題をめぐる現在の状況

ア 2014年1月の名護市長選挙では、仲里利信元県議会議員・元自民党沖縄県連顧問が辺野古移設反対の稲嶺進氏を支援した。自民党は仲里氏を除名処分とした。

イ 2014年4月、来日したアメリカのオバマ大統領に対し、安倍首相は、「(辺野古移設の)強い意志を持って早期かつ着実に工事を進めていく」と述べた。

ウ 2014年11月の沖縄県知事選挙では、現職の仲井眞弘多氏は落選し、辺野古移設反対を公約した翁長雄志氏が当選した。

菅官房長官は「(辺野古)移設は粛々と進めていく」「辺野古移設の賛成、反対の投票ではなかった」と述べ、沖縄の民意を無視した。

エ 2014年12月14日の衆議院議員総選挙では、辺野古移設反対派が県内4小選挙区全てを制した。

オ このように、戦後70年、「本土」へ復帰してから43年、米軍基地によって平和と安全を脅かされ続けた沖縄の民意は、普天間基地の海外移設を要求し、辺野古への移設に反対している。

2 沖縄在住原告にとっての本件参拝

(1) 再び「本土」防衛の「捨て石」へ

ア 日米の両政府は、2015年4月27日、自衛隊と米軍の役割分担を定めた「防衛協力の指針(ガイドライン)」の改定に合意した。

ガイドラインの見直しは18年ぶりであり、日本とその周辺の実地確保に主眼を置いてきた日米同盟は、地理的範囲、内容ともに大きく広がり、新たな段階に入ることになる。

- 1997年に作られた現行のガイドラインは、日本有事のほか、朝鮮有事を念頭に日本周辺で武力衝突が起きた場合の自衛隊と米軍の役割分担を定めていた。新しいガイドラインは、日本を守るための協力体制を見直すだけでなく、自衛隊による米軍の支援を世界規模に広げるものである。合意文書には「アジア太平洋地域及びこれを超えた地域が安定し、平和で繁栄したものとなるよう」にすることが指針の目的であるとしたうえで、「日米同盟のグローバルな性質」を強調すべき事項のひとつと明記されている。
- イ 日米新ガイドラインは、日本が周辺事態法を改正することを予定したうえで、日本の平和と安全に重要な影響を与える事態が起きたと判断すれば、南シナ海や中東といった日本から離れた場所でも、そこで戦う米軍に自衛隊が補給などの後方支援を行うことを可能とするものである。
- ウ また、日本そのものの防衛については、平時から有事まで切れ目のない協力を打ち出した。哨戒や訓練など平時での協力内容を強化したほか、現行ガイドラインにはない武力攻撃までは至らない侵害、いわゆる「グレーゾーン事態」が起きた場合の役割分担を追加した。
- 平時と戦時を区別しないということは、平時がすなわち戦時ということである。日本が武力攻撃を受けた場合の対応では、尖閣諸島（釣魚島）をはじめとする南西諸島など、中国の台頭で脅威が高まっている島しょ部に対する対応を新たに盛り込んだ。日本が新設する水陸両用部隊を中心に、自衛隊が主として上陸阻止、奪還作戦を行い、米軍が支援するとしている。
- エ 新たな日米軍事同盟の体制は、沖縄を再び「本土」あるいは「アメリカ」を防衛するための「捨て石」とするものである。

2014年7月1日に安倍政権が閣議決定した憲法9条に違反する集団的自衛権の容認は、沖縄が再び「捨て石」とされることを現実化するものである。

(2) 安倍政権のもとにおける本件参拝の意味

- ア 本件参拝は、沖縄在住原告らにとって、沖縄戦で多くの住民を死に追いやった将兵を「英霊」として褒め称えることである。戦死者を祭神とする靖国神社を参拝することは、本件参拝後の被告安倍の談話、「（戦争で）国のために戦い、尊い命を犠牲にされた御英霊に対して、哀悼の誠を捧げるとともに尊崇の念を表し、御霊安らかなれとご冥福をお祈りしたい」に見られるように、被告安倍の好戦的な資質から出ているものと受け止めざるを得ない。
- イ 沖縄在住原告らにとって、多くの人々の死を招いた戦死者を祭神として賛美することをやめることが、「平和」を追及する第一歩である。辺野古移設反対が住民の意思になっていることもそのことを表している。

憲法の擁護尊重義務を負っている内閣総理大臣こそが率先して、靖国神社参拝を止めることによって、平和への真摯な姿勢があることを内外に示し、また、内閣総理大臣が率先して、沖縄の住民を始めとする世界の人々の平和と安全のための外交的努力を複数の国と行うことが必要である。

ウ しかるに、被告安倍及び同人が率いる安倍政権は、これに逆行する動きをしている。本件参拝はその最たるものである。

本件参拝は、安倍政権下で急速に進んでいる軍事国家化とあわせ、沖縄在住原告らの平和を脅かし、その存在基盤を根底から崩壊させるものであって到底容認できない。

3 結語

安倍政権下で進められている軍事政策と日米同盟の新たな段階への踏み込みや、辺野古移設反対の住民意思を蹴散らすその姿勢に鑑みても、本件参拝とその受入れは、沖縄在住原告らの平和的生存権を現実侵害するものというべきである。

以上